

1 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日

2 内容

(1) 目標 こどもの看護等のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない1時間単位での取得を認める
時間有給休暇制度の導入。

(2) 対策

2025年4月 現状分析
2025年6月 従業員へのヒアリング
2025年10月 実施内容について検討
2026年4月 制度を導入
2026年4月 制度について従業員に周知
2028年3月 制度を評価